

入院患者の他医療機関受診 実態調査に数々の事例が寄せられる

協会では、今年4月からの入院患者他医療機関受診問題について、制限撤回の会員署名を厚生労働大臣や中医協委員に提出し、鹿児島県選出国會議員へ賛同要請を行っております。同時に実施した入院患者の他院受診実態調査では、数々の事例が紹介されました。寄せられた事例をピックアップしてご紹介します。

実施時期:2010/6/1~6/21

対象:6/1 付け医科会員 808 名

回答数:59 名 (病院 23 名・診療所 31 名・不明 5)

1 入院中の患者であって、他の医療機関を受診させないといけない事例と理由

(病院)

・当院は療養型病棟であり、多くの方が長期入院されています。平均年齢は90才近く、内科疾患以外にも多くの疾病を抱えておられます。定期的に受診を必要とされる眼疾患や前立腺肥大、老人性うつ病で向精神薬を内服されている方もおられ、この方の薬を自医で準備するとなれば在庫管理のコストがかかります。30名の小規模病院ですので、一人の方のために薬の在庫を置かなければなりません。また御本人や家族からの要望で入院前にかかりつけて受診していた他医療機関への受診を強く希望される場合もあります。

・精神科入院中であるが、週3回の血液透析が必要です。精神的には在宅療養は極めて困難な方です。毎月12~13回減額が必要ですので赤字です。精神科入院中に、眼科、耳鼻科、皮膚科等の受診者は多いです。

・高額な専門的薬剤を包括(療養)の中にかかえられない。例、セレジスト、アリセプト等。

・当院は産婦人科病院です。妊婦合併症で他科疾患の精査治療を必要とすることが時々あります。腎結石合併妊娠、喘息など。

・眼科、耳鼻科、口腔外科等にかかる疾患については他の専門医療機関での受診を行っている。当院に入院する患者は重度の肢体不自由者であり、入院期間の制限がない長期療養入院患者である。重度の肢体不自由者の殆どは髄伴症状をもっており合併症が頻繁に出現する。よってそれぞれの疾患に対しての専門的治療は不可欠である。

(診療所)

・脊椎椎体圧迫骨折で入院した方が狭心症発作起こしたため。

・入院中の患者さんでうつ病を発症、専門医受診した。頻回の治療が必要であるが、当院も専門医も治療を制限される。

・他の専門的な医師の診察により、より正確な医師の指示を仰ぎ治療を行いたい為。

・透析クリニックで通院もできない高齢者が入院中で眼科、耳鼻科に行くことが多い!! PEG使用も2名おり、6ヶ月1回交換が必要です。脳血管障害の発生も多く、MRI、CTとることあり。

・慢性子宮脱の治療の為、婦人科受診。離島にあり、月1回の診療の時しか受診ができない。婦人科専門医の来島時受診。

・胃ろう造設のため外科手術。術後管理は当院にて(離島事例ではこのような転院せずに管理する事例多し)

・当院は13床ですが全て糖尿病患者です。定期的に眼科受診している例が多く、手術前となると週2~3日他科受診の形になり非常に困ります。

・小児科標榜の有床診療所です。小児の入院患者の中には、耳鼻科疾患(急性中耳炎等)の合併が多く、感染症治療の一環として耳鼻科医のコンサルトや連携医療が欠かせません。

2 外来受診中の患者が他の医療機関に入院した場合でも外来受診を続ける必要がある事例と理由

(病院)

・精神科入院中に身体合併症で入院(他院)することがありますので、通院が必要になります。精神症状については他科では診てもらえません。

・緑内障などの慢性疾患や角膜炎などの急性疾患の治療中で、他科疾患で当該診療科(眼

科)がない医療機関に入院した場合、外来受診が必要です。

・外来透析患者が他の疾病(糖尿病、循環器疾患等)で専門的診療(入院治療)が必要となった場合。

(診療所)

・通院治療中の患者さんが骨折で整形外科入院。高齢で多疾患あり治療が必要であるが、当院での治療が出来なくなり、入院中の病院に専門外の治療を依頼する事になる。

・高齢者の場合は内科的、外科的疾患において他院に入院されても、変形性関節症、慢性の疼痛で寝たきりにならない様にリハビリの必要性があり、外来受診を続ける必要性を認める場合あり。

・入院と同様、外来も半分以上、糖尿病患者さんで、他の医療機関に入院しても治療は継続が必要です。非常に今回の改定は治療上妨げになっています。

・眼科、循環器科など専門医の診療でないと治療経過が不良のことなどあり得る(場合によっては裁判となることもあるかも)。